

令和元年度『介護事業所内保育施設運営支援事業補助』制度概要

1 目的

介護職員の離職防止及び再就業を促進するため、介護事業所内における保育施設の運営に係る費用を補助するものです。児童数が少なく、比較的小規模な保育施設も、補助の対象となります。

2 補助対象事業

介護事業所が介護従事者の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業が対象です。

3 補助対象となる施設について

介護施設、居宅サービス・地域密着型サービス事業所等（補助要綱別表に定める）が対象です。また、今年度に新規で保育施設を開所する事業所等が対象です。

4 補助事業概要

(1) 補助金額算定方法

(補助基準又は対象経費いずれか少ない方) × 補助率 = 補助金額

・①補助区分に応じて、②基本額から③保育料収入相当額を差し引いた額を補助基準とします。

① 補助区分			
区分	児童数	保育時間	保育士等人数
I型	1人以上	8時間以上	1人以上
II型	1人以上	8時間以上	2人以上
III型	4人以上	8時間以上	2人以上
IV型	6人以上	8時間以上	3人以上
V型	10人以上	10時間以上	4人以上

区分	② 基本額	③ 保育料収入相当額
I型	1人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×1人
II型	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×2人
III型	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×4人
IV型	3人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×6人
V型	4人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×10人

・補助率 2/3

※計算例（III型（保育士等人数2人、児童数4人）で12ヶ月運営した場合）

{(2人×180,800円×12ヶ月) - (24,000円×4人×12ヶ月)} × 2/3 = 2,124,000円

(2) 補助対象経費

保育に従事する者の人件費

5 補助対象とならない場合

- ・他の補助制度等（①企業主導型保育事業（内閣府所管）、②子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付（市町村所管）、③事業所内保育施設助成事業（市町村振興総合補助金））により既に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- ・その他運営費補助事業として適当と認められない事業

6 留意事項

・実施主体は「認可外保育施設指導監督基準」に適合することが必要です。事業計画にあたっては保健福祉事務所と十分に協議を行って下さい。

・介護施設内に保育施設を設置するにあたっては、あらかじめ介護施設等所管庁に協議し、設置が可能であることを確認してください。また、建築、消防、保健等の関係機関とも協議し、計画の適法性や実現性を十分に確認してください。

・補助金を受けて整備した介護施設等に、保育施設を設置する場合、あらかじめ財産処分承認申請の手続きが必要です。

7 令和元年度事業のスケジュール

	内容	時期等
事前協議書の提出	・令和元年度に補助事業の活用を希望する事業者は事前協議書を県に提出。	期限：令和元年7月31日（水） <u>※期間内に予算上限を上回る応募があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。</u> <u>※期間内に予算上限に達しない場合は、随時申込みを受け付けることとします。（先着順で補助事業者を決定し、予算上限に達した時点で申込みを締切ります。同日の申込みがあった場合は抽選を行います。）</u>
補助事業者へ内示	・補助協議書を審査し、適当と認める事業者に対し補助額を内示し、通知を送付。	協議書收受後、約1ヶ月以内
補助金の交付申請／交付決定	・内示があった事業者は、通知に記載の提出期限までに交付申請書を県に提出。 ・交付申請書を審査し、適当と認める事業者に対し補助金の交付を決定し、事業者に対し通知。	交付申請書收受後、約1ヶ月以内
実績報告書の提出／補助額の確定	・事業完了後、速やかに実績報告書を県に提出。 ・提出された実績報告書を審査し、補助金交付額を確定し、事業者へ通知。	実績報告書收受後、約1ヶ月以内
請求書提出／支払	・提出期限までに請求書を県に提出。 ・事業者に対して補助金が支払われる。	請求書收受後、約2週間